

◆ 長野県消防防災航空隊の活動範囲（平成 30 年 9 月 1 日以降）

平成 30 年 9 月 1 日
消 防 課

活動区分	具体的な活動
◇火災防ぎょ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野火災や下草火災等における空中消火 ・ 大規模火災における状況把握、情報収集及び被害状況の把握
◇救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山村、へき地等からの救急患者の搬送 ・ 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送 ・ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
◇救助活動（第 1 段階） ※車両でのアクセスが可能で、地上隊と合同で活動が可能な所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>車でアクセスが可能な高原などにおけるけが人や急病人の救助</u> ・ <u>森林作業中の事故によるけが人や急病人の救助</u> ・ <u>河川や湖沼における水難事故の捜索や救助</u> ・ <u>孤立した被災地において、上空でホバリングをした機体から、ホイスト装置を使用して住民等を救出する活動</u>
◇災害応急対策活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地等からの孤立者、急病人等の搬送 ・ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送 ・ 被災地等への応援要員及び医師等の搬送 ・ 地震、風水害等の自然災害の被害状況の把握等 ・ 高速道路等での大規模事故等の状況把握等

* 下線部分が、9 月 1 日より再開した活動。

【活動できないもの】

◇救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空隊の単独活動となる森林限界を超える山域での救助活動 ・ 車両によるアクセスができないエリアでの救助活動
-------	--